

6 弥監公表第 5 号
令和 6 年 9 月 26 日

弥富市監査委員 佐藤 孝

弥富市監査委員 平野 広行

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、及び第 4 項の規定に基づき、監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査として、弥富市監査委員監査基準に準拠して監査を実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査の対象

市民課、鍋田支所、介護高齢課、保険年金課、総合福祉センター、十四山総合福祉センター、いこいの里の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

(監査の範囲は、主に令和6年4月1日から令和6年7月31日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。)

2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討したうえで、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

(1) 重点項目

- ア 前回の監査における指摘事項が改善されているか。
- イ 事務の執行が関係法令に適合しているか。
- ウ 収入は確実かつ厳正に確保されているか。
- エ 歳出予算は、適正かつ効果的に執行されているか。
- オ 契約の締結は、関係法令に基づいて適正に執行されているか。
- カ 工事等は、着工から完了検査、引渡しまで契約どおり履行されているか。
- キ 公有財産、物品の取得及び維持管理等は適正に行われているか。
- ク 基金の管理、運用は適正かつ効果的に行われているか。
- ケ 財政援助団体等の事務事業や運営、事業効果は適正か。
- コ 公金の管理は、「弥富市公金等の適切な取扱指針」に基づき適正に管理されているか。

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

市民課長、鍋田支所長、介護高齢課長、保険年金課長、総合福祉センター所長、十四山総合福祉センター所長、いこいの里所長及び関係職員から説明を聴取した。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査委員事務局による事前調査	監査委員事務局	令和6年8月5日～ 令和6年8月22日
監査委員による本監査	本庁舎5階 打合室4	令和6年8月29日

第2 監査の結果

以上のおおむね監査した結果、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められたものの、以下に述べるとおり一部で留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

◎ 介護高齢課・十四山福祉センター・保険年金課共通

(1) 公用車の管理について

公用車運転日誌の記入及び管理が、行政文書として適切な取扱いがされていないことが散見された。令和6年6月3日付6弥財号外の総務部長通知「乗用車運転日誌兼点検記録簿の取扱いについて（通知）」のとおり、適切に処理されたい。

ア 保存期間で管理するため単年度で管理すべきところ、通年の綴りとなっていた。

イ 行き先が不明確であった。

ウ 未記入欄が散見された。

エ 乱筆が散見された。

◎ 市民課

(1) 契約に係る事務について

住民記録システム改修業務委託契約の事務において、正式な書類ではないものが綴られていたので留意されたい。

(2) 公文書の管理について

記入漏れが散見されるため気を付けられたい。また、修正箇所には訂正印を押印し、公文書として適切に処理されたい。

(3) 郵便切手受払簿について

予算単年度主義であるため、繰越しがないようにするのが望ましい。84円切手の繰越しが多かったため、次年度は必要枚数の購入に努められたい。

◎ 鍋田支所

(1) 契約に係る事務について

契約日が締結日と同日になっているものがあつた。平成30年4月1日付総務部長通知「工事の入札、契約、検査等に関する事務処理について」において契約日は、「原則落札決定日の翌日の午後」とされている。今後は適切に処

理されたい。

(2) 出勤簿について

4月分の出勤簿について、1名分の紛失があった。今後は留意し、適切に管理されたい。

(3) 公文書の管理について

記入漏れが散見されるため気を付けられたい。

◎ 介護高齢課

(1) 契約に係る事務について

契約に係る事務について、次のような個所がみられたので留意し、管理体制を整え、事務の万全を期されたい。

ア 介護予防事業業務委託契約において、契約金額1,584,000円（消費税144,000円含む）の契約書に添付された収入印紙額が4,000円と、誤った金額のままとなっていた。

イ 弥富市ふれあいサロン等運営事業実施計画書

事業計画の3項目「実施内容」「相談対応について」「地域と交流、関係との連携について」が未記入のまま受け付けていた。

ウ 緊急通報システム事業業務委託

契約事務において、正式に必要なではない書類が綴られていた。

(2) 公用車の管理について

介護保険・十四山福祉センター・保険年金課共通の検出事項のとおり。

(3) 公文書の管理について

未記入や整合性のない記入などが見られた。また、修正箇所には訂正印を押印し、公文書として適切に処理されたい。

◎ 福祉センター

(1) 契約に係る事務について

複数の様式において、記入漏れや誤った記載が見られたので、今後は留意されたい。

(2) タイムカードの取扱いについて

平成31年2月26日付、総務課長事務連絡「タイムカードの取扱いについて（通知）」では、打刻が手書きとなった場合、所属長が手書き箇所に押印するとされているが、押印がない箇所が散見された。また、修正箇所に修正テープが使用されているが、修正は見え消しとし、公文書として適切な処理をされたい。

◎ 十四山福祉センター

(1) 公文書の管理について

書類の記入漏れ等の軽微な誤りが見られたので留意されたい。

◎ いこいの里

(1) 契約に係る事務について

業者から提出された見積書の金額が、消せるペンで記入されていた。開封時に留意するようにされたい。また、業者へ指導し、適切な対応をされたい。

◎ 保険年金課

(1) 契約に係る事務について

契約に係る事務について、次のような個所がみられたので留意し、管理体制を整え、事務の万全を期されたい。

ア 後期高齢者健康診査受診案内業務委託事務において、見積書の項目に誤りがあり、内訳金額と合計金額に相違があった。

イ 書類の管理において、正式な書類でないものが綴られていた。

(2) 公用車の管理について

介護保険・十四山福祉センター・保険年金課共通の検出事項のとおり。

(3) 公文書の管理について

書類の記入漏れ等の軽微な誤りが見られたので留意されたい。